

(平成27年1月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成16年12月の標準報酬月額記録について、19万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成17年1月から18年8月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、17年1月から同年7月までは24万円、同年8月は26万円、同年9月から18年2月までは24万円、同年3月は28万円、同年4月は34万円、同年5月は28万円、同年6月は24万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成18年9月及び同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は30万円、19年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①のうち、平成16年12月から18年8月までの期間及び申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年10月は28万円、同年11月及び同年12月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :

生年月日：昭和56年生  
住 所：

## 2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成16年11月から18年8月まで  
② 平成18年9月から19年3月まで  
③ 平成19年10月から同年12月まで

A社（平成20年10月20日からは、B社）で勤務していたときの標準報酬月額が当時支給された給与より著しく低い額になっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成16年12月については、申立人から提出された給与明細書及び預金通帳の写し、課税庁から提出された平成17年度から20年度までの課税資料並びに複数の同僚から提出された給与明細書（以下「給与明細書等」という。）から、申立人は、20万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等において推認できる保険料控除額から19万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成17年1月から18年8月までについて、給与明細書等から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（17年1月から同年7月までは24万円、同年8月は26万円、同年9月から18年2月までは24万円、同年3月は28万円、同年4月は34万円、同年5月は28万円、同年6月は24万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年5月11日付けで30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、給与明細書等から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（平成18年9月及び同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は30万円、19年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、申立人に係る申立期間①のうち、平成16年12月から18年8月までの期間及び申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、「会社は既に廃業しており、個別の資料については残っていない。」と回答しているものの、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、給与明細書等から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（平成19年10月は28万円、同年11月及び同年12月は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、「会社は既に廃業しており、個別の資料については残っていない。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成16年11月については、給与明細書等から、申立人が当該期間において保険料が控除されていなかったことが推認できる。

また、複数の同僚について、当該同僚の資格取得月に係る給与明細書及び賃金台帳において、保険料が控除されていなかったことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8754

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年12月15日

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（100万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、保険料も納付していない旨回答していることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日  
② 平成16年7月30日

申立期間に支給された賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は既に他界しているため証言を得ることができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年12月22日

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、申立人の「23年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行った旨回答していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ60万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月15日  
② 平成20年12月15日

申立期間について、標準賞与額の記録が無いことになっているが、賞与から厚生年金保険料を控除されているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。



## 中部（石川）厚生年金 事案 8758

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成22年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年5月31日から同年6月1日まで

私の年金記録は、A社での資格喪失日が平成22年5月31日、B社の資格取得日が同年6月1日となっているが、継続してA社及びB社に勤務し、給与明細書から保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言、申立人から提出された「平成22年分給与所得の源泉徴収票」、「給与支払明細書（22年5月分）」及び同社から提出された「賃金台帳兼所得税源泉徴収簿（平成22年分）」により、申立人は、同社に平成22年5月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、A社は、平成22年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間においては適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本から同社が法人の事業所であったことが確認できることから、同社は、当該期間においても厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人

の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述のとおり、A社は、申立期間においては適用事業所となっていない上、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載されている申立人の同社における資格喪失日が平成22年5月31日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、年金事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は7万5,000円、申立期間②は12万円、申立期間③は7万5,000円、申立期間④は12万円、申立期間⑤は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月21日  
③ 平成17年8月21日  
④ 平成17年12月26日  
⑤ 平成18年12月20日  
⑥ 平成19年7月18日

私は、申立期間において、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが記録が無い。申立期間について、賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、申立人から提出された人事記録及び金融機関から提出された預金取引明細表により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書等により、これらの同僚は、申立人と同時期に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る当該期間の標準賞与額については、上記人事記録、預金取引明細表及び複数の同僚の賞与明細書等から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万5,000円、申立期間②は12万円、申立期間③は7万5,000円、申立期間④は12万円、申立期間⑤は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥について、申立人から提出された上記人事記録及び預金取引明細表により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書等により、これらの同僚は、申立人と同時期に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る当該期間の標準賞与額については、上記人事記録、預金取引明細表及び複数の同僚の賞与明細書等から推認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行った旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は25万円、申立期間②及び③は24万5,000円、申立期間④は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 11 日  
② 平成 22 年 12 月 27 日  
③ 平成 23 年 8 月 11 日  
④ 平成 23 年 12 月 28 日

申立期間①から④までについて賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から④までについて、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において、25万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、24万円から25万円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の

訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間②及び③は24万5,000円、申立期間④は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行った旨回答していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（三重）厚生年金 事案 8761

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年2月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月23日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和33年に入社し、平成8年5月に退職するまで継続して勤務した。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、A社C支店へ異動する際に1か月の空白があることが分かった。

私が保管する申立期間の給与明細書、その他当時の資料から、継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが分かるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録、申立人から提出された給与明細書及びB社から提出された職員名簿により、申立人は、A社C支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の厚生年金保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 中部（三重）厚生年金 事案 8762

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年2月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月23日から同年3月1日まで  
A社に昭和29年に入社し、59年5月に退職するまで継続して勤務した。  
しかし、年金記録を確認したところ、A社C支店へ異動する際に1か月の空白があることが分かった。

継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録及びB社から提出された職員名簿により、申立人は、A社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社D支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和45年2月23日に被保険者資格を喪失し、同社C支店において同年3月1日に被保険者資格を取得した同僚が所持する給与明細書によれば、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年3月の記録から、9万2,000円とすること



が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 21 日から 44 年 5 月 21 日まで  
② 昭和 44 年 6 月から 45 年 3 月まで  
③ 昭和 45 年 12 月から 46 年 6 月まで

申立期間①について、年金事務所で脱退手当金裁定請求書等を閲覧したが、私が記入したものではなく、脱退手当金を受給した記憶も無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②についてはA社、申立期間③についてはB事業所（現在は、C事業所）に勤務し、両社では事務を担当していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る脱退手当金の請求資料として保管されている脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名及び押印が認められ、請求者の住所は、当時申立人が住んでいたと述べる住所地と一致しているとともに、昭和 44 年 6 月 20 日付けで当該脱退手当金を支払済みとする旨の管轄社会保険事務所（当時）の押印がなされているところ、当該年月日は、オンライン記録における脱退手当金支給日と同日であることが確認できることから、当該脱退手当金の裁定請求について適正に手続が行われたことがうかがえる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 5 月 21

日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした26人のオンライン記録を調査したところ、25人に支給記録が確認でき、そのうち24人については資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、上記脱退手当金裁定請求書の事業所名称及び所在地欄には、同社のゴム印が認められることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和44年6月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、当該期間に係るA社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「昭和44年11月の社員旅行で撮った写真に申立人が写っているので、申立人は、44年頃から45年頃まで勤務していたと思う。」「申立人の名前に記憶がある。」と証言していることから、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、商業登記簿謄本によると、A社は平成14年9月\*日に破産終結している上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間②においてA社の厚生年金保険被保険者であった同僚11人については、同社に係る雇用保険被保険者記録が認められる一方、申立人は、同社の雇用保険記録が確認できない。

さらに、申立期間②に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、B事業所の当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚の証言により、期間を特定することはできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C事業所は、「組織統合などをしており、資料が無いため、申立人が勤務していたかどうか不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、B事業所の当時の事務担当者として名前が挙げられている二人について、一人は死亡しており、残りの一人は、「当時の事務処理について覚えていない。」と証言している。

さらに、上記複数の同僚のうちの二人は、「B事業所は、前職を退職してから1か月後ぐらいに入社したはずだが、厚生年金保険の記録は1年近く後からの記録とされている。」「入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違してい

る。」と証言している上、B事業所の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8764

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月まで  
② 昭和 43 年 2 月から 55 年 6 月まで

A事業所（現在は、B社）に係る記録のうち申立期間①について、C社に係る記録のうち申立期間②について、標準報酬月額が当時の給料の額より低い額になっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、「個人事業であった時の資料は無く、当時の状況が分かる者もない。」と回答しており、申立人の当該期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、申立人は、「私自身が経理担当であり、当時の事業主は他界し、ほかに当時の社会保険等の取扱いについて知っている者は不明。」としており、同僚への照会を希望せず、申立人も給料明細書等の資料を所持していないことから、当該期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録は、遡って訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

申立期間②について、C社は、「当時の資料は保管しておらず、不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、申立人が、平成 20 年 9 月頃に標準報酬月額の記録が実際の給料の額より低い額となっていることに気が付き、報告及び相談したとする当時の事業主は死亡しており、申立人も給料明細書等の資料を所持していないことから、当該期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、C社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額は、遡って訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

なお、日本年金機構D事務センターは、C社に係る申立人の前述の主張に関する事業所からの相談記録及び遡及した被保険者報酬月額変更届書は確認できない旨回答している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで

私は実家の家業であるA社（その後、B社）に昭和34年4月1日に正社員として就職し、勤務した。一方、私の兄（当時、同社の役員）は、父（当時、同社の事業主）から、当時、実質的に同社の経営を譲り受けていた。

その後、昭和37年頃に私は兄からA社の工場の一部（旧工場）を譲り受け、別会社のC事業所を経営することになったが、A社においても引き続き勤務した。私は、C事業所の個人事業主であり、当該事業所では厚生年金保険に加入できないため、申立期間についてはA社において厚生年金保険に加入していると思っていた。

しかし、年金記録を確認したところ、A社における申立期間の年金記録が無い。私の妻でさえ、申立期間のうち、一部期間に同社において厚生年金保険の記録がある。また、兄の妻も申立期間に係る同社の厚生年金保険の記録がある上、「8年間も無保険など考えられない。」と証言していることから、私が同社において厚生年金保険に加入していないとは考えられない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者記録がある申立人の兄の妻（B社の最後の事業主であり、清算人）の回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の兄の妻は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与からの控除及び申立人に係る厚生年金保険料を社会保険出張所（当時、昭和37年10月以降は、社会保険事務所）に納付した事実を確認できる資料等は保管していない。」旨を回答していることから、申立人の申立期間における

厚生年金保険の取扱い、厚生年金保険料の控除及び納付の状況等について、事実関係を確認することはできない。

また、i) B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、ii) 申立人の父及び兄は連絡先が不明であるところ、申立人は、両者は亡くなっている旨述べていること、iii) 申立人が名前を挙げた社会保険事務担当者は、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できないところ、申立人は、当該担当者は亡くなっている旨述べていること、iv) 申立人の兄の妻が名前を挙げた社会保険事務担当者は、申立期間に係る同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できないこと、v) 複数の同僚が氏名等を挙げた4人の社会保険事務担当者のうち、氏名等が一致する1人は、「私は社会保険事務担当者でないため、申立人に係る保険料控除及び厚生年金保険の届出等は不明である。」と証言しており、残り3人は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い等について、確認することはできない。

さらに、申立人は、「私の妻及び兄の妻は、A社において申立期間又は当該期間のうち、一部期間に厚生年金保険被保険者記録があることから、私も申立期間について同社の厚生年金保険被保険者記録があるはずである。」と主張しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間後の昭和42年5月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、当該記録以前に申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



中部（愛知）厚生年金 事案 8766（愛知厚生年金事案 4393 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 46 年 3 月頃までのうち、研修を受けていた期間（計 37 か月）

前回の申立てについては、主張が認められなかったが、前回思い出せなかった昭和 41 年 9 月に私を A 社（現在は、B 社）に紹介してくれた方と当時の事務員の方の名前を思い出したので、改めて調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについて、申立人は、「A 社で研修を受けた申立期間の記録が無い。」と申し立てしているところ、i) B 社は、「申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 12 月 23 日以降に在籍していた記録がある。」と回答しており、申立人の同日より前の期間における勤務実態について確認できないこと、ii) 同社は、「当時の C 職員採用基準規定によると、C 職員が社会保険適用者となるためには、職員という雇用形態で採用又は編入されなければならない。また、職員となる前には、社会保険非適用である D 職位（入社日から 6 か月間）を経る必要があり、申立人は、申立期間のうち、在籍が確認できる期間においては、その D 職位であった。さらに、会社が保管している申立人に係る厚生年金保険の記録は、国の記録と一致している。」と回答していること、iii) 申立人の元夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 10 月 12 日以降の期間において元夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できること、iv) 申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立人の A 社における勤務実態等について確認できないこと等から、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 22 年 10 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ

ている。

これに対して、申立人は、「前回思い出せなかった昭和 41 年 9 月に私を A 社に紹介してくれた方と当時の事務員の方の名前を思い出したので、改めて調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張しているところ、申立人が名前を挙げた紹介者と同姓同名で、申立期間当時、A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者二人のうち、一人は既に死亡しており、残る一人に文書照会したが回答を得られないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた当時の事務員と同姓かつ同じ読みの名前で、申立期間当時、A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者 4 人に文書照会したが、うち 2 人は申立人のことを知らず、残る 2 人は回答が得られないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほか、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8767（中部（富山）厚生年金事案 8342 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間について、A社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いため、被保険者として認めてほしいとして申し立てたところ、年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、前回の結果に納得できない。申立期間①について、勤務していたことは間違いなく、また、申立期間②については、昭和 47 年当時の日記を提出するので、再度、調査審議を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについて、申立期間①については、申立人は、「昭和 43 年 2 月に A 社の面接を受けて入社した。」と主張し、申し立てているものの、i) B 社は、当時の資料を保管しておらず、既に当時の事業主は他界していることから、当該期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては分からないと回答していること、ii) 当該期間に A 社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚に照会をしても、申立人の当該期間の勤務についての証言が得られないこと、iii) 申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び被保険者原票によると、申立人の同社における資格取得日は、いずれの記録も昭和 43 年 4 月 1 日であることが確認でき、不自然な状況は見当たらないことなどから、また、申立期間②については、申立人は、「A 社を退社したのは昭和 47 年 5 月 31 日である。父の経営する C 店の売上帳に同日付けで私が退社したことが記載されているので認めてほしい。」と主張し、申し立てているところ、申立人から提出された申立人の父の経営する C 店

の売上帳の1ページにおいて、47年5月31日の日付にて、申立人と考えられる漢字一文字及び退社の記載があるものの、i) 申立人は、当該売上帳には、申立人の申立期間①に係る同社の入社日についての記載は無いと回答していることから、当該売上帳に係る記載のみをもって、申立人の同社における退社年月日とすることはできないこと、ii) 前述のとおりB社は、当時の資料を保管しておらず、既に当時の事業主は他界していることから、当該期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて分からないと回答している上、当該期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会をしても、申立人の当該期間の勤務について証言が得られないこと、iii) 雇用保険の記録によると、申立人の同社における離職日は、同年4月30日とされており、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年5月1日と符合すること、iv) 申立人は、同日から国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成26年3月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「前回の結果に納得できない。申立期間①について、勤務していたことは間違いなく、また、申立期間②については、昭和47年5月31日の勤務及び給与に係る記述がある当時の日記を提出するので、再度、調査審議を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①について、申立人から新たな関連資料等の提示は無く、申立人の当該主張のみでは、当委員会の決定を変更すべき事情とは認め難い。

また、申立期間②について、今回、新たに申立人から提出された昭和47年当時の日記に記載されている同年5月31日の内容から判断して、申立人が当該期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の当該期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて、申立人は、当該日記において、昭和47年5月31日に支給された給料の金額が少ない旨が記載されていることから、「今になって考えると、保険料が最後に2か月分控除されていたからだ。」と主張するものの、当該日記に保険料額等の給料明細の記載は無く、申立人の主張を裏付けることはできない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（三重）厚生年金 事案 8768

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 31 日から平成 9 年 5 月 30 日まで  
申立期間当時、A社の外注を受け、B業をしていた。医療機関にかかった時、健康保険証に書かれた4桁の記号番号を見た。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人は弊社の社員ではなく、外注として働いていたため、人事記録や賃金台帳等の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、申立期間において、A社の外注を受け、B業の仕事をしていたと述べているところ、同社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚は、「当時は、日当で働く外注の人が多くいた。申立人もその一人だと思う。」、「私がA社に入社する前からB業の人はいたが、社員ではなかったように思う。」と証言している。

さらに、C市の回答によると、申立人は、申立期間の一部を含む平成2年12月1日から16年11月17日まで国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 8 月 23 日から同年 9 月 1 日まで  
A 法人において、平成 22 年 8 月 23 日から常勤で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された出勤簿の写し及びA法人が「申立人は、平成 22 年 8 月 23 日から常勤者としてフルタイムで勤務していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間において、同法人に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 法人から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる上、同法人は、「平成 22 年 8 月 23 日から勤務していたにもかかわらず、同年 9 月 1 日に資格取得した旨の届出をしたため、申立期間に係る保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（三重）厚生年金 事案 8770

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年1月1日まで  
脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においては、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認でき、オンライン記録と一致する脱退手当金の支給対象期間、支給金額及び支給年月日が記録されているとともに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和21年7月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和49年6月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。